

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

第
1
2
部
章

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをそ

の基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県環境基本計画

1 第3次大分県環境基本計画

～おおいたうつくし作戦推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例第9条に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。環境を取り巻く状況の変化に応じて、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」を策定し、環境施策の着実な推進を図ってきた。

しかし、人類の生存基盤を脅かす地球温暖化問題への対応や生物多様性の保全など、取り組むべき多くの課題が存在している中で、「大分県新環境基本計画」の期間が最終年度を迎えるとともに、「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2015～」が平成27年10月に策定されたこと、また、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な社会」を構築するため、平成28年3月に「第3次大分県環境基本計画」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の部門計画として、その目標の実現を環境の面から具体化するものであるとともに、「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成28年度から令和6年度まで

の9年間であり、令和元年度に中間見直しを行い、令和2年3月に改訂した。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、I「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、II「循環を基調とする地域社会の構築」、III「地球温暖化対策の推進」、IV「環境を守り育てる産業の振興」、V「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述するとともに、改訂では、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを表明した。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、53項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「うつくし作戦県民会議」において進行管理している。

令和元年度の環境指標の結果は表1.2-1のとおりである（詳細は資料編11環境指標一覧）。

表 1.2-1 計画に定めた環境指標の評価結果

基本目標 1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

基本目標 2 循環を基調とする地域社会の構築

基本目標 3 地球温暖化対策の推進

基本目標 4 環境を守り育てる産業の振興

基本目標 5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指 標 項目数	達成		概ね達成		未達	
		項目	割合 (%)	項目	割合 (%)	項目	割合 (%)
基本目標 1	16	10	63	4	25	2	12
基本目標 2	17	10	59	4	23	3	18
基本目標 3	9	5	56	3	33	1	11
基本目標 4	6	5	83	0	0	1	17
基本目標 5	5	5	100	0	0	0	0
合 計	53	35	66	11	21	7	13

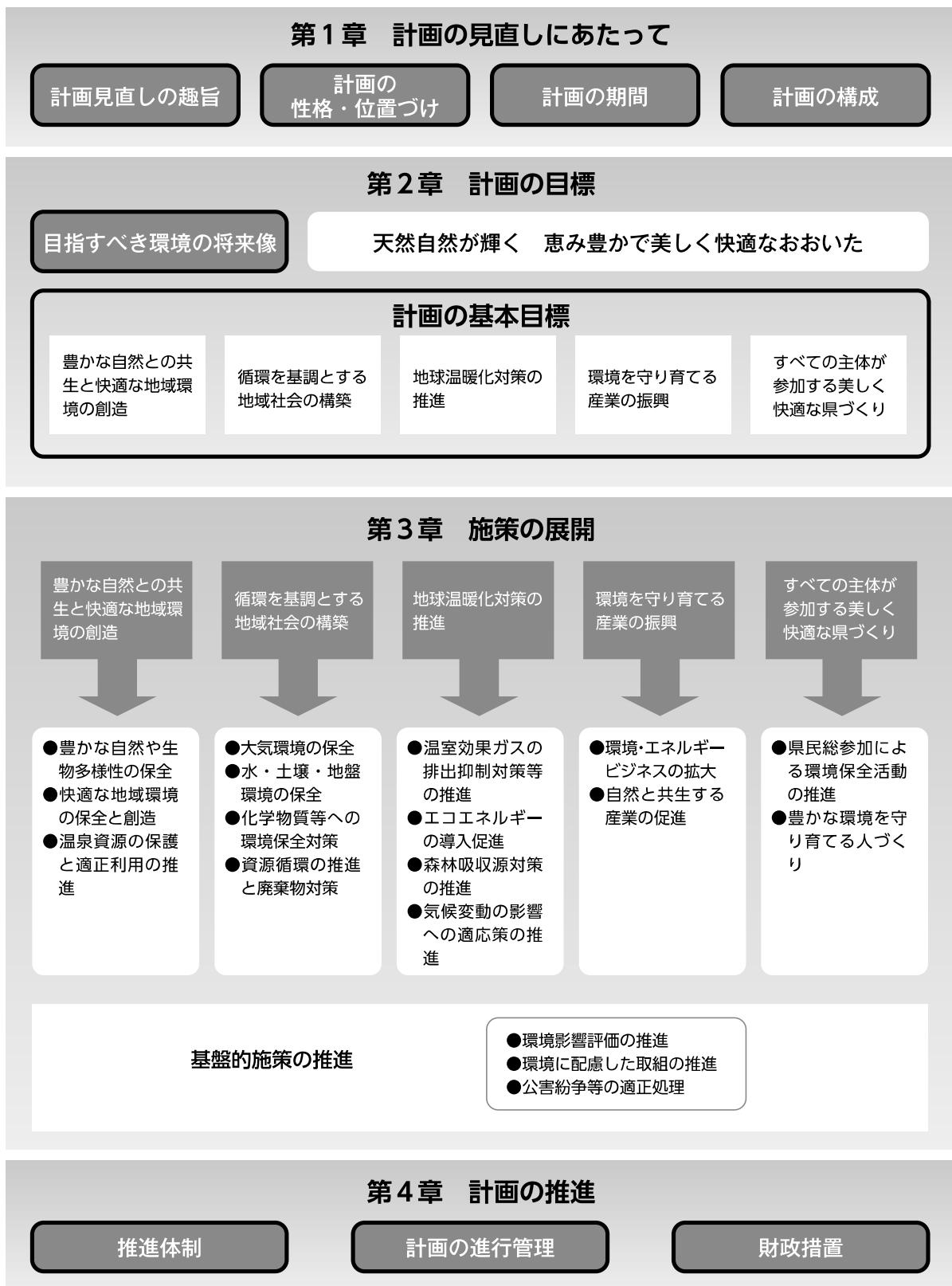
評価（達成・概ね達成・未達）の区分について

「達成」 令和元年度の目標値を達成している場合

「概ね達成」 令和元年度の目標値を90%以上達成している場合

「未達」 令和元年度の目標値の90%未満である場合

第3次大分県環境基本計画～おおいたうつくし作戦推進基本プランの概要



第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」(平成11年施行)の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするために、「大分県環境影響評価条例」(平成11年施

行)を制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1.2-2のとおりである。

表 1.2-2 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業※1	第2種対象事業※2
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 発電所の建設※3		
水力発電所	出力 22,500kW以上	出力 15,000kW以上
火力発電所	出力 112,500kW以上	出力 75,000kW以上
地熱発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
風力発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
太陽光発電所	敷地全体の面積20ha以上 (工業地域、工業専用地域は除く)	—
3 廃棄物処理施設		
ごみ焼却施設の建設	200t／日以上	—
し尿処理施設の建設	100kL／日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
4 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上	—
5 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
6 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
10 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
11 その他の土地開発の事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
12 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

※1) 第1種対象事業：大規模な事業であって、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

※2) 第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

※3) 大分県環境影響評価条例の一部改正 平成29年3月30日公布、平成30年1月1日施行

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く

県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図1.2-3参照)

図 1.2-3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要

公害規制の充実	廃棄物対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ■事業所等に対する公害規制 (規制基準、設置等届出、改善命令、非常時等の措置) ●地下水の水質浄化に関する措置 (浄化対策計画作成義務、改善勧告・命令) 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の減量・適正処理・資源の有効利用 (廃棄物の減量等に関する県・事業者・県民の責務) ●燃焼不適物の燃焼行為の制限 (施設基準、規制地域、中止・改善命令)
都市・生活型公害対策の推進	地球環境保全対策等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●アイドリングストップの推進 (自動車停車時の原動機の停止義務) (駐車場などの管理者の責務、管理者への勧告) ●生活排水による水質汚濁防止 (県民・行政の生活排水対策取組の責務) ■拡声機・深夜営業騒音の規制 (使用基準、規制地域、使用停止勧告・命令) 	<ul style="list-style-type: none"> ●オゾン層破壊物質の回収等の推進 (特定機器の使用者に対するフロンの回収・破壊処理の努力規定、指導・勧告) ●事業者による自主的な環境管理の推進 (組織体制の整備、環境管理の導入)
化学物質の適正管理の推進	その他の規定
<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質の適正管理対策 (事業者の適正管理の責務、指導助言・勧告・公表) 	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者に対する助成 ■環境保全協定の締結 ■立入検査、報告徴収 ■県等の責務等
● : 新規項目 ■ : 公害防止条例の規定を見直し	

第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることと

なった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物

のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺の生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。（令和2年12月1日現在の市町村条例との調整状況は表1.2-4を参照）

表1.2-4 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

（令和2年12月1日現在）

（○…県条例適用）

市町村名	ごみの投棄 （※）	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクちらし の掲示等 （※）	動物のふん 等の放置	自動車の 放置（※）	自転車の 放置（※）	落書き （※）	悪臭等へ の配慮	投光器の 使用（※）
大分市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	●(飼犬)	●	●	○	●	○
豊後高田市	●	●	●	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	●	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(飼犬、飼猫)	○	○	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	○	○

注)「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。

なお、印刷物等の配布等の責務については、努力規定である。

3 顕彰制度

条例第8条の規定に基づき、**環境技術**の開発、環境美化の取組、その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」に替わり、地域活性化に資する取組を加えた**「おおいたうつくし作戦功労者顕彰制度」**を設けた。令和2年度には2個人12団体を表彰した。(令和2年度の受賞者は表1.2-5を参照)



令和2年度おおいたうつくし作戦
功労者表彰受賞者

4 条例の一部改正

令和2年度には、道路交通法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、違法駐車行為の定義を規定する条項について一部改正を行った。

環境行政の推進体制

表1.2-5 令和2年度おおいたうつくし作戦功労者顕彰

	個人・団体名等	市町村名	主な功績
(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動			
1	<個人> おおつ 大津 京子	豊後大野市	国道326号沿線にある畑に年間を通じて花の植栽を行うとともに、自宅で苗を育て希望者に配るなど、地域の緑化に貢献
2	<団体> つ も ろうじん 津守老人クラブ ろうじょうかい 老松会	大分市	多年にわたり毎月1回、地域の公園（碇山・津守下田児童公園）の清掃活動を実施し、地域の環境美化に貢献
3	<団体> せき えかいかん し ぜん まち かい 関の江海岸の自然を守る会	別府市	設立以来、冷川、関の江海岸のゴミ拾いや除草作業に努めるとともに、活動の輪を近隣地域や学校に広げ、地域の環境保全活動の拡大に寄与 また、ゲンジボタルや海浜植物の保護育成に尽力し、地域住民の環境保全意識の向上に寄与
4	<団体> ゆるぎ ちく ろうじん 緩木地区老人クラブ	竹田市	多年にわたり、地域にある緩木神社の境内、参道の清掃活動に取り組み、地域の環境美化に貢献
5	<団体> おおつじょうえん 大辻公園ボランティアの会	豊後大野市	昭和63年から、大辻公園において花や鑑賞木（ツツジ）の植栽・植樹を行うとともに、園内道路、史跡の清掃活動を実施し、地域の環境美化に貢献
6	<団体> くす ちく 玖珠地区コミュニティ運営協議会	玖珠町	平成21年から、道路や玖珠川の清掃や草刈り、花壇整備を実施するほか、ゴミ不法投棄パトロールやゴミの分別、リサイクルを学ぶ環境学習に取り組むなど、地域ぐるみで環境美化を推進
(2) 環境保全のための技術開発			
7	<団体> かぶしきがいしゃ 株式会社グリーン発電大分	日田市	西日本初の林地残材や間伐材を専焼する木質バイオマス発電事業（出力5700Kw）を通じて、低炭素社会づくりと地元林業の活性化に貢献している。 また、発電所から生じる電力は、市内の公共施設や学校へ供給され、発電時に生じる温熱水は、地元のいちご農家のビニールハウス（1.1a）の暖房用に利用されており、再生可能エネルギーの地産地消モデルとして注目されている。
(3) -1 環境保全に関する学術研究 該当なし			
(3) -2 環境保全に関する普及啓発			
8	<個人> ながた ひでただ 永田 秀忠	中津市	宇佐市院内町にある私財（古民家）を開放し、椎茸のコマ打ち体験やクラフトづくりなど、親子で楽しめる自然体験の場を提供している。 また、平成17年からはネイチャーゲーム指導者として、中津プレーパークの運営に携わり、さらに同所において里山から切り出した竹を使って遊具を作成するなど、環境教育の推進に寄与している。
9	<団体> かわら うち し ぜんかんきう ほぜん 河原内自然環境保全くらぶ	大分市	設立以来、地域の環境保全に努めるとともに、地区内の里山、廃集落跡を活用して昔の暮らしや自然を体験する場を整備し、幼児・児童を受け入れるなど、環境教育にも取り組んでいる。
10	<団体> とくていひえいりかつかつどうほうじん 特定非営利活動法人 なこやかた うみ かい 名護屋豊かな海づくりの会	佐伯市	設立以来、名護屋湾周辺の藻場の保全や、磯焼け対策として藻場の再生に尽力するとともに、平成21年からは、海の現状と藻場の再生を地域の問題と位置づけ、地元小学校の児童を対象に、生きもの学習会や海藻の種まきなど、漁業体験学習を実施している。
11	<団体> あま つ ち いさ きょう がい 天津地域づくり協議会	宇佐市	設立以来、地区内にあるUSAフラワーロード（総延長6.8km）での花の植栽・花壇管理（延長1km）を行うとともに、宮熊海岸の清掃、海浜植物の保護に取り組むなど、地域の環境美化、海岸保全に関する普及啓発に取り組んでいる。
(4) うつくしキャンペーンの推進に協力			
12	<団体> こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 おおひがいこんれんめい ガールスカウト大分県連盟	大分市	自然体験をはじめ、幅広い環境学習を活動に取り入れるとともに、イベントでの小型家電回収等を県内各地で実施するなど、地球環境問題への理解と啓蒙活動に貢献している。 また、平成30年の国民文化祭、令和元年のラグビーワールドカップでは、花いっぱい運動に取り組み、おもてなし機運の醸成に寄与した。
13	<団体> かぶしきがいしゃ 株式会社マルミヤストア	佐伯市	平成21年からレジ袋無料配布中止を開始。また、食品トレー・牛乳パックの回収や、店舗で発生した食品廃棄物を堆肥にし、作物を栽培して再び店舗で販売する「食品リサイクル・ループ」に取り組むなど、3Rの推進に貢献している。 そのほか、令和元年のラグビーワールドカップでは、「CO ₂ オフセットトライ」に全社的に取り組んだ。
(5) 地域活性化に資する美しく快適な大分県づくりに貢献したもの			
14	<団体> とくていひえいりかつかつどうほうじん 特定非営利活動法人 くにさきて て 国東市手と手とまちづくりたい	国東市	平成12年から海ガメの保護活動を通じて、市民や子どもたちに身近な環境に対する関心を高める環境教育活動に取り組むとともに、高校生や地域住民を巻き込んだ海岸清掃を実施している。 また、国民文化祭・おおいた2018では、花で来県者を迎える「花いっぱいの国東プロジェクト」を、ラグビーワールドカップでは、海岸清掃とタグラグビーを組み合わせた「大切な自然、海岸清掃と元気に遊ぶ国東プロジェクト」に取り組み、環境の視点での地域づくりに尽力している。

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2)県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 他者の産業廃棄物を処理するため産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。

なお、最終処分場については、県外から搬入される産業廃棄物の増加が、施設の短命化をもたらすとともに、適正な処理の支障となるおそれがあるため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議の審査基準に、「第4次大分県廃棄物処理計画（平成28年3月策定）」において定める産業廃棄物処理施設の整備方針への適合性を追加した。

イ 他者の産業廃棄物を処理するために許可対象外施設（施設設置に係る法手続が必要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

ウ 他者の産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

なお、優良な産廃処理業者での再資源

化を促進するため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議を必要としない対象に、「優良な産廃処理業者へがれき類の破碎処理を委託する場合であって、搬入量が1,000トン未満であるとき」を追加した。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

(5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策につ

いては、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壤の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000m²以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、

たい積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

令和2年3月31日現在の許可状況^{*}は、13市2町でのべ185事業者、面積2,102,423m²、土量9,729,591m³となっており、うち県外土砂は、面積で13.2%、土量で16.0%を占めている。(表1.2-6)

なお、立入調査による土壤及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

表1.2-6 土砂条例許可状況

年度	許可数		埋立面積 (m ²)		埋立土量 (m ³)	
		うち県外分	うち県外分面積 (m ²)	うち県外分率 (%)	うち県外分土量 (m ³)	うち県外分率 (%)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293
平成19年度	26	1	253,316	0	0.0	1,008,666
平成20年度	17	1	227,493	33,683	14.8	966,838
平成21年度	11	0	128,770	0	0.0	514,640
平成22年度	13	1	140,417	9,997	7.1	453,355
平成23年度	9	3	84,875	33,599	39.6	101,294
平成24年度	15	5	169,375	70,190	41.4	567,387
平成25年度	12	2	111,090	29,434	26.5	385,422
平成26年度	10	0	110,900	0	0.0	151,001
平成27年度	9	1	95,936	23,095	24.1	433,465
平成28年度	11	0	165,146	0	0.0	722,327
平成29年度	13	0	202,106	0	0.0	846,787
平成30年度	13	1	158,060	44,489	28.1	1,035,219
令和元年度	18	1	191,677	5,698	3.0	2,299,897
累計	185	18	2,102,423	277,686	13.2	9,729,591
						1,558,261
						16.0

*大分市実施分も含む

第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

平成18年3月 公布
平成18年10月 全部施行
平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)
平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)

平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
平成22年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
平成22年3月 保護管理事業計画の決定(1種)
平成24年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)
平成26年5月 指定希少野生動植物の指定(2種)
平成27年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)
平成28年7月 指定希少野生動植物の指定(4種)
平成29年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)
平成30年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)
令和元年5月 指定希少野生動植物の指定等
(指定7種、解除1種)
令和2年7月 指定希少野生動植物の指定(5種)

表1.2-7 指定希少野生動植物一覧

植 物	タマボウキ（ユリ科） H18.12指定 ヒメユリ（ユリ科） H18.12指定 チヨクザキミズ（イラクサ科） H18.12指定 ナガバヒゼンマユミ（ニシキギ科） H18.12指定 イワギリソウ（イワタバコ科） H18.12指定 ヒゴタイ（キク科） H18.12指定 ホウライクジャク（ホウライシダ科） H18.12指定 オオミズゴケ（ミズゴケ科） H18.12指定 イワギク（キク科） H20.3指定 ナゴラン（ラン科） H20.3指定 オトメクジャク（ホウライシダ科） H21.3指定 オグラセンノウ（ナデシコ科） H21.3指定 ヤソシロソウ（キキョウ科） H22.3指定 フクジュソウ（キンポウゲ科） H28.7指定 オキナグサ（キンポウゲ科） H28.7指定 カワツルモ（ヒルムシロ科） H29.8指定 クマガイソウ（ラン科） H30.8指定 トキソウ（ラン科） H30.8指定 ウチョウラン（ラン科） R1.5指定 セッコク（ラン科） R1.5指定 ヤマシャクヤク（キンポウゲ科） R1.5指定 エヒメアヤメ（アヤメ科） R2.7指定 サギソウ（ラン科） R2.7指定 アズマイチゲ（キンポウゲ科） R2.7指定
	カブトガニ（カブトガニ科） H18.12指定 オオウラギンヒヨウモン（タテハチョウ科） H18.12指定 オンセンミズゴマツボ（ミズゴマツボ科） H22.3指定 ハッチャウトンボ（トンボ科） H24.3指定 クボハゼ（ハゼ科） H26.5指定 チクゼンハゼ（ハゼ科） H26.5指定 オナガラムシオイガイ（ムシオイガイ科） H27.3指定 オオイタシロギセル（キセルガイ科） H28.7指定 ハブタエムシオイ（ムシオイガイ科） H28.7指定 タケノコギセル（キセルガイ科） H29.8指定 ブッポウソウ（ブッポウソウ科） R1.5指定 オオルリシジミ（シジミチョウ科） R1.5指定 カスミサンショウウオ（サンショウウオ科） R1.5指定 ウブギセルガイ（キセルガイ科） R1.5指定 ニホンカモシカ（ウシ科） R2.7指定 オオジシギ（シギ科） R2.7指定
動 物	カブトガニ（カブトガニ科） H18.12指定 オオウラギンヒヨウモン（タテハチョウ科） H18.12指定 オンセンミズゴマツボ（ミズゴマツボ科） H22.3指定 ハッチャウトンボ（トンボ科） H24.3指定 クボハゼ（ハゼ科） H26.5指定 チクゼンハゼ（ハゼ科） H26.5指定 オナガラムシオイガイ（ムシオイガイ科） H27.3指定 オオイタシロギセル（キセルガイ科） H28.7指定 ハブタエムシオイ（ムシオイガイ科） H28.7指定 タケノコギセル（キセルガイ科） H29.8指定 ブッポウソウ（ブッポウソウ科） R1.5指定 オオルリシジミ（シジミチョウ科） R1.5指定 カスミサンショウウオ（サンショウウオ科） R1.5指定 ウブギセルガイ（キセルガイ科） R1.5指定 ニホンカモシカ（ウシ科） R2.7指定 オオジシギ（シギ科） R2.7指定

第9節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置さ

れたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境

環境行政の推進体制

保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」と

して機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO₂削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行った。

さらに、平成28年4月の組織改正では、地域活性化型の取組として「おおいたうつくし作戦」を展開するため地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」と改め、自然保護業務を一体的に推進するため、生活環境部に自然保護推進室を新設した。

令和2年4月1日現在の本県の環境保全行政組織図は図1.2-8のとおりである。

図1.2-8 県の環境保全行政組織

(令和2年4月1日現在)



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに

平成18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図1.2-9のとおりである。

*各種審議会の委員の名簿については、資料編2 各種審議会委員等名簿参照。

表1.2-9 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

(令和2年4月1日)

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組織	元年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法第51条 大分県環境審議会条例 (H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 総合政策部会 水質部会 自然環境部会 温泉部会 鳥獣部会 環境緑化部会 (重複あり) 特別委員	<p>【総合政策部会】 R1.11.21 ・第3次大分県環境基本計画の改訂について ・第3次大分県環境基本計画の進捗状況について R2.1.22 ・第3次大分県環境基本計画の改訂について ・大分県環境マネジメントシステムの平成30年度実績について ・各部会決議事項について</p> <p>【水質部会】 R2.2.28 ・令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ・大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の安全基準及び水質基準について ・大分川ダムの建設及び水質検査結果について</p> <p>【自然環境部会】 R 2.3.24 ・指定希少野生動植物の指定について</p> <p>【温泉部会】 R 1.5.21 R 1.7.23 R 1.10.1 R 1.11.26 R 2.1.28 R 2.3.24 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について ・おおいた温泉基本計画の進捗状況について</p> <p>【鳥獣部会】 R1.9.3 ・沖黒島鳥獣保護区特別保護地区的指定</p> <p>【環境緑化部会】 開催せず（審議案件なし）</p>

環境行政の推進体制

大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条 (H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員 14人	R1.10.7 ・大分県環境影響評価技術審査会長の選出について ・四浦半島風力発電事業に係る環境影響評価方法書について R1.10.18 ・大分・臼杵ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書について R1.12.16 ・四浦半島風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する答申について R2.1.20 ・大分・臼杵ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する答申について
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと	委員 10人	【調停委員会】 R1.10.10 R1.10.31 R2.2.27 ・令和元年（調）第1号事件について
大分県産業廃棄物審査会	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第22条 (H17.7.11)	産業廃棄物処理施設の設置について意見を求められた場合や、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策について知事の諮問に応じて、調査審議し、意見を述べること	委員 10人	H30.8.28 ・有限会社西工業の産業廃棄物処理施設の設置許可について ・令和元年度開催なし
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害救済措置条例 (S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員 8人	R1.12.10 ・令和元年度赤潮発生状況及び赤潮被害対策等について ・令和元年度赤潮発生に伴う漁業被害の認定について